

## 令和2年度 岩松地区町並み保存事業補助金募集要項

岩松地区の伝統的な町並みの景観を整え、美しいまちづくり寄与するため地区内の建造物等（主に外観）の修理に対して補助金が受けられます。

**対象者**・・・岩松地区の中の若宮、新川岸、上本町一、上本町二、土居の奥、浜田町、下本町一、下本町二、港町一、港町二の地区内全部、又御幸、上本町二、港町三の地区内一部の住宅所有者で、公租公課（市税および国保料等）の滞納のない者

**対象家屋**・・・上記地区内の建造物等すべて

**補助が受けられる修理・修繕工事**

- 1) 雨漏りを止める屋根修理等、家屋自体を維持保全するための工事
- 2) 家屋の伝統的な外観保存のための維持補修工事
- 3) 家屋を伝統的な外観に復元するための修理工事
- 4) 伝統的な町並み景観との調和を図るための門、塀など工作物の修理工事
- 5) 道路に面した周囲の町並みとの調和を図る色彩への塗装工事
- 6) その他市長が必要と認める工事

**補助額**・・・建造物等の修理・修景工事のうち、補助対象工事となる経費の1/2（上限額150万円）

**施工業者**・・・施工業者は原則として市内に事務所もしくは営業所がある業者に限ります。

**採用方法**・・・期間内に申し込みのあった物件が基準を満たすものであるかを現地確認も含めた一次審査会を実施。  
一次審査を通過した物件の申請者からの本申請書類を受理した後、審査会を経て（緊急性、波及効果を優先）決定する。  
※本申請に必要な書類は一次審査通過後に連絡する。

**採用数**・・・予算内の範囲（令和2年度は全額で300万円以内）

**募集締め切り**・・・令和2年5月29日（金）17:00まで

**必要書類**・・・募集事前相談申込書（別紙）

**申し込み方法**・・・別紙《募集事前相談申込書》を津島支所教育係に提出

**採用までの流れ**・・・募集事前相談申込書の提出（令和2年5月29日まで）

